

平成30年度九州ブロック協議会担当者会同総務部会議事録

日 時 平成30年10月20日(土) 14:00~17:30

平成30年10月21日(日) 9:00~10:40

場 所 沖縄県那覇市 ネストホテル那覇

出席者

萩尾耕次(福岡会総務部長)、植木美佐夫(佐賀会常任理事、総務部長)、
川崎勝(長崎会総務部長)、早田博信(長崎会総務部次長)、
安部晴夫(大分会副会長、総務部長)、甲斐伸治(大分会副会長)、
鶴田稔(熊本会総務部長)、田中正三(大分会総務部理事)、
小川兼義(鹿児島会副会長、総務部長)、前杉竜志(大分会常任理事、財務部長)
島袋裕二(沖縄会副会長)、金城行男(沖縄会総務部長)、
平西雅也(沖縄会総務部理事)、池原祐治(沖縄会総務部理事)
厨子基満(宮崎会総務部長)、吉田孝昭(宮崎会財務部長) 以上16名

座 長 宮崎会 厨子基満

議事録作成者 宮崎会 吉田孝昭

平成30年度九州ブロック各部担当者会同総務部会議題

【提案議題】

1. 苦情、懲戒関係

【苦情の対応マニュアルについて】

〈鹿児島会〉

① 苦情については、まずは事務局職員が対応することになると思われていますが、その後の一連の手続きはマニュアル化されているか(役員等との連携手段の有無等)について教えて頂きたい。

参考資料: ・長崎会 苦情相談フローチャート

(福岡会)

事務局へ苦情が来たら(電話、来館等)、苦情相談票の提出を求めます。相談票が提出されたら、総務担当副会長もしくは総務部長と、総務担当理事の2人で県会会館にて面談を行い、相談者の要望等を苦情対象者へ伝達します。

(佐賀会)

苦情処理委員会規則があり、各地区の苦情処理委員が事情聴取をして処理して

いるケースが多い。

申出があれば苦情処理委員会を開くことになっている。

(長崎会)

マニュアル化はしていない。

事務局→正副会長・総務部長→地区苦情相談委員の流れで連絡している。

フローチャートを作成している。軽微なものは苦情相談委員にまわす。地区の相談委員が2名ずつで対応している。

綱紀委員会にかけるか否かは、会長が判断する。

フローチャートの学識経験者は弁護士等の専門家である。

(大分会)

事務局職員が対応。電話番号、氏名、苦情内容等メモを取り総務部長に連絡。マニュアル化はされていません。又、マニュアルを作成するとガチガチになり動きにくくなるのではとの懸念あり。

(熊本会)

苦情対応マニュアルは作成していないが、規則を作成し、苦情相談委員会を設けている。会員に対する苦情の申出があった場合は、必要に応じて委員会を開催し、会員の指導を行っている。

規則は昨年作成した。今までは総務部担当副会長が対応していたが、ただ働きだったので規則を作った。一人での対応が難しい場合に相談委員会を招集する。数が少ないのでこれで対応可能。

(沖縄会)

沖縄会では、委員会にかける前に事務局で申出人に苦情申出書と資料を提出していただいた後、苦情相談委員に挙げています。

マニュアルはありません。又、沖縄会には地区委員会がないので県会で対応しています。

(宮崎会)

事務局職員が苦情申出書の提出を求め総務部長が苦情相談小委員会（県内の3地区の支部長、副支部長）のいずれかに連絡をし、対応してもらいます。

マニュアル化はしていません。支部の小委員会ですべて対応できております。長崎会のフローチャートを参考にさせていただきます。

【苦情処理の伝達について】

〈鹿児島会〉

② 苦情を受けた場合の結果について、申出人に対してどのような報告手段をとっているか（電話、書面、又は特に何もしない等）、報告手段について規程に規定されているか教えて頂きたい。

参考資料： ・長崎会 苦情相談委員会に関する規則

（福岡会）

規程はありませんが、苦情対象者へ連絡を取った内容を、相談者へ電話にて報告します。（「今週中に調査士から相談者へ連絡があります。」等）

（佐賀会）

特に規定はなく、当事者へ告知するとなっているが、最近あった分に関しては郵送で行っている

（長崎会）

苦情相談委員会に関する規則第8条5項により書面にて申出人に通知する。

（大分会）

案件により、電話連絡、書面と分けています。
報告方法について、規定はありません。通常は電話、内容によっては書面もあります。

（熊本会）

申出人に対する報告手段についての規定は設けていない。
申出人に対しては、事前に苦情処理により会員の指導等を行う旨を説明するとともに、内容によっては、申出人に対して結果を説明することとしている。

（沖縄会）

申出人から事情聴取の際に、苦情処理の状況や結果等をどの様に伝達するかを確認しています。（書面による報告以外で）

（宮崎会）

報告手段は規程として定めはない。
担当委員会から双方に電話で報告をしている。

【外部士業との連携について（綱紀委員会）】

〈鹿児島会〉

③-1 各委員会における外部委員（弁護士等）について各会の状況（例えば綱紀委員会のみ外部委員あり、等）と各県の他士業の情報もあれば併せて教えて頂きたい。

〈宮崎会〉

③-2 懲戒処分後に被処分者が弁護士に依頼し不服申し立てを為し、処分取り消しとなった事例が他会であったと聞いている。綱紀委員会は弁護士と連携した運営が望ましいのではないか。

（福岡会）

（鹿児島への回答）

外部委員はありません。

（宮崎会への回答）

懲戒処分はあくまで法務局が行うものなので、処分が取り消しになっても問題ないとは思いますが、必要と判断した場合は顧問弁護士に相談しています。

（佐賀会）

綱紀委員会に限定している訳ではなく、何かあれば顧問契約している弁護士へ相談している。

（長崎会）

外部委員は入れていない。センター長崎のみ弁護士と協同して運営している。法律判断が必要なとき個別に顧問弁護士に相談する場合もある。綱紀委員会と弁護士との連携は今のところ考えていない。

（大分会）

綱紀委員会、他の委員会についても、外部委員はいません。

（熊本会）

会則では、綱紀委員会の委員として外部有識者を選任することが出来るが、会員のみで対応しており弁護士等に依頼してはいない。

（沖縄会）

（鹿児島会への回答）

綱紀委員会については、事件を調査した後、法務局に報告する前に会長が顧問弁護士に内容の確認をすることはあります。

(宮崎会への回答)

沖縄会では、綱紀委員会に挙げて、調査後法務局に報告する前に会長が弁護士に確認をとっている状況です。

【業務停止中の会員の監視等について】

<福岡会>

④ 当会会員が3ヶ月の業務停止期間中に業務を行っていたことが、官公署からの通報により発覚し、さらに2年間の業務停止の処分を受けたのですが、この2年の業務停止中にも登記業務を受任し、依頼者との間でトラブルとなり、当会へ苦情相談がきました。(この会員は苦情相談時には既に、みなし退会となっております。) 当会では表札を外し、事務所を閉めているかの確認程度しか行っていないのですが、貴会ではどのような対応をされてあるのか、お伺いしたいと思います。

(佐賀会)

佐賀では今までそのような事例がないため対応したことがない。
役員で事務所訪問により対応することになるでしょう。

(長崎会)

事例が無い。
非調査士であれば法務局から指導してもらうことになる。
みなし退会者への事務所調査の権限は無いと考えている。

(大分会)

事例がありません。
退会した会員についての指導は行いません。
一般人として、調査士業務を行わないよう、喚起する？

(熊本会)

本会会員等を通じて情報収集を行う事としているが、直近においては具体的な事案がないため、他県会の状況やご意見を参考にさせていただきたい。
業務停止中であっても会員なので指導すべきではないでしょうか。

(鹿児島会)

現在その様な事例はないが、今後検討が必要と思っています。

(沖縄会)

業務停止中の監視は特段行っていません。

対応策として検討出来るのは、法務局窓口でのチェックの徹底。

そもそも、登録されていない調査士資格者が、業務を行うのは犯罪ですので摘発、告訴などを行うべきと思います。

(宮崎会)

事例がありません。倫理観を欠く行為であり、非調査士なので犯罪になると思います。悪質なので調査士会が告発すべきと考えます。

【綱紀委員会の前処理について】

<大分会>

⑤-1 懲戒処分に関し、法務局から調査委嘱があった場合、大分会は綱紀委員会を開催しなければならない規定になっています(大分会会則50条)。他会で、法務局からの調査委嘱があった場合、他の委員会等で処理できる規則等がありますでしょうか？(大分会会則50条：会長は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。)

<宮崎会>

⑤-2 法務局から調査士に対する懲戒のため執務状況調査が委嘱された場合、綱紀委員会にかけるか否かを会長一人で判断しており、会長職の負担の軽減を図るため「業務実態調査委員会」を設置しているが、他会の現状はどうでしょうか？

参考資料： ・沖縄会 会員へ指導フロー2、 総会資料(フロー)
・宮崎会 業務調査委員会規則

(福岡会)

法務局から調査委嘱があった場合は、全て綱紀委員会並びに注意勧告理事会を開催しています。

福岡は法務局である程度取捨選択しているのではないかと。件数は少ない

(佐賀会)

大分会と同様に佐賀会会則でも規定されています。

法務局からの委嘱があった場合は、会長が判断することはなく綱紀委員会にかける。

(長崎会)

法務局からの調査委嘱があった場合は、すべて綱紀委員会に調査させる。他の委員会で処理させる規則は無い。調査委嘱があった場合は、正副会長会議を開くが、結論としては綱紀委員会にかける。法務局がどの程度調査しているかは不明です。

(熊本会)

綱紀委員会は、会長から付託された事項について調査を行うため、法務局から調査委嘱があった場合は、会長の判断によることとなる。しかしながら、法務局から調査委嘱があった場合、会長は事実上綱紀委員会へ調査委嘱を行う事となる。当会の注意勧告に関する規則に基づき注意勧告委員会を開催し、綱紀委員会の補充調査等を行う事ができ、調査の結果、会員への注意、勧告を行っている。会長が綱紀委員会にかけるか否かは判断しており、法務局から委嘱があったものを全て綱紀委員会にかけるものではない。

(鹿児島会)

一方的に丸投げせずに法務局と調査士会である程度連携している。内内で協議や相談等を行うのもいいのではないのでしょうか。

(沖縄会)

(大分会への回答)

大分会と同じく、他の委員会で処理できる規定はありません。(沖縄会会則 50 条：会長は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。)

(宮崎会への回答)

沖縄会では、綱紀委員会に挙げる事件か否かを判断する前提として、業務実態調査委員会を開き、結果を踏まえ会長が判断しています。業務実態調査委員会には各支部長が入っている。法務局から来たら、これらの支部長が調査する。

【年計報告書、戸籍謄本等職務上請求書使用簿の未報告者への対応について】

〈長崎会〉

⑥ 長崎会では平成29年分の未報告者が4名いました。(平成28年分は1名、平成27年分は0名)増加傾向にありますので指導等行いたいと考えています。他会の未提出者の人数(過去3年分)と指導や注意勧告を行った事例があるかどうか伺いたく提案しました。

(福岡会)

年計報告書および戸籍謄本等職務上請求書使用簿ともに支部にて取りまとめ及びチェックをした上で県会へ提出していただいています。本人死亡や体調不良等により遅れる場合も稀にありますが、基本的に未提出はありません。(職務上請求書使用簿の記載不備等は県会から指導しています。)

(佐賀会)

未提出者には期日までに提出しないと出頭通知(注意喚起)を出す旨のメール等でここ2,3年は未提出者なし。

(大分会)

年計報告書の未提出者は過去3カ年「0」です。
2月中旬から、未提出者に通知を出し、3月初旬には、事務局、総務部長から電話連絡を行っています。

(熊本会)

平成27年分で1名未提出。平成28年分と29年分に関しましては、未提出者0名となっております。
平成27年分の1名に関しましては、提出時期に入院していた為、提出の催促を途中で行いませんでした。提出のお願いはメール又は電話によるものだけです。使用簿に関しましては、特段の催促は行っていません。

(鹿児島会)

平成27年分が9名
平成28年分が9名
平成29年分が6名でした。
事務局からの提出依頼は行っていますが、指導や注意勧告は行っていません。

(沖縄会)

沖縄会の未提出者(過去3年分)
平成27年度 : 2名

平成 28 年度 : 7 名

平成 29 年度 : 2 名

指導については、未提出者に対してメールや文章で催促しています。それでも提出しない会員（3 年程度未提出）には、会に呼び出して（3 役が立ち会う。）提出するように指導しています。指導後は提出していただいている状況です。

（宮崎会）

年計報告書の未提出者はいません。

提出期限内（毎年 1 月末日）に報告の無い会員が毎年 1～2 名いますが、事務局から電話、メールにて催促し対応しており、未提出者はいません。

【名義貸しの会員指導について】

〈沖縄会〉

⑦ 官公署が行う登記業務について、沖縄会では国、県が行う業務については分離発注が進んでいるが、多数の市町村では、いまだ分離発注がされていない状況です。コンサルに一括発注している市町村が多いため、名義貸しをしている会員がいると思われませんが、一括発注している市町村の業務委託名からは『分筆登記業務』の委託名の記載がほとんどないため、名義貸しを把握するための実態調査に苦慮しています。各会では、名義貸しの調査をどのようにしているのか、又名義貸しが確認できた会員に対して会員指導をどのようにしているのかお伺いしたい。

（福岡会）

調査は行っていません。

会員等からの情報があれば、調査は行うようにしていますが、実際にはほぼゼロの状態です。

福岡はコンサルが作成し市役所の職員が押印しているので名義貸しは少ない

（佐賀会）

名義貸しについては全く把握していない。調査のしようがない。

また、そのような問題は起こっていない。

（長崎会）

調査自体は日常的には行ってない。指導も一般的なものしかできないのではないかと。

研修等で倫理などの研修を行う。分離発注はないが福岡会と同じ

(大分会)

大分会ではほぼ分離発注が行われていないため名義貸しが発生することはない状況です。よって名義貸しの把握は出来ていませんし、調査も行っておりません。名義貸しについて確認できた場合には、指導調査を行う事となり、悪質な場合は綱紀案件として処理を行います。

(熊本会)

熊本会では名義貸しの実態把握が出来ていない。分離発注の事例はない。他会の状況を参考にしたい。

(鹿児島会)

鹿児島会ではその様な調査を行っていません。

公嘱案件と思われるが、鹿児島市では分離発注が進んでいる。周辺地域も増加傾向にある。

入札で登記案件を発注した自治体があり対応に苦慮している。

(宮崎会)

会員、国民からの情報提供が現在のところ無いので、名義貸しは無いものと判断しております。

【調査士法人解散後の継続事業について】

<佐賀会>

⑧ 調査士法人で役所から受注し、業務の途中で法人を解散した場合、個人がそのまま業務を継続できるものなのか、そういった事例があればお伺いしたい。

(福岡会)

そういった事例はありません。あった場合業務は出来ないと考えますが、そもそも解散出来るのでしょうか。

(長崎会)

法人が解散した事例は無い。

官公庁との契約の問題となり、引継ぎは不可能ではないか。

(大分会)

事例はございません。

個人的に業務が継続できるとは考えにくいです。

(熊本会)

法人が解散になった時は、その業務を済ませてからの手続きを行ってもらっています。

(鹿児島会)

鹿児島会には調査士法人がありません。

(沖縄会)

沖縄会ではいまだ調査士法人がないため、事例はありません。

(宮崎会)

事例はありません。業務の継続はできないものと考えます。

2. 個人情報等関係

【個人情報の管理について】

<沖縄会>

⑨ 改正個人情報保護法に施行され、1年が経ちましたが、沖縄会では特定個人情報保護の取扱規程は備えたのですが、改正個人情報保護法の規程はまだ備えておりません。他会ではどのような取り組みをなされているのかを伺いたい。個人情報が漏えいした際の規程、フローチャート、マニュアルなどの案があれば伺いたい。

参考資料： ・福岡会 個人情報保護に関する規則

(福岡会)

平成17年に「個人情報の保護に関する規則」を備えましたが、今年の改正に対しては対応していない状況です。

(佐賀会)

個人情報保護法の規定は作成していない。
日調連の規定を元に検討したい。研修会を開催したところである。

(長崎会)

改正個人情報保護法については情報収集の段階。
規程やフローチャートはない。
第三者に情報を提供する場合の「オプトアウト規定」が重要となりそう。
社会事業部が検討している。

(大分会)

特に行っておりませんので、沖縄会の取組を参考にしたいと思います。
各会に対応できるものではないので、連合会の結果を待ちたいと思います。

(熊本会)

特定個人情報等取扱規程を設けていますが、主に源泉徴収票時の記載する時
分での規程となります。

(鹿児島会)

鹿児島会も未だ改正に対応しておりません。
各会の情報を頂いて早急な対応が必要と考えています。

(宮崎会)

改正個人情報保護法については研修会を重ね理解していく必要があります
が、対応できていないのが現状です。

【事務局のデータ管理について】

<宮崎会>

⑩ 今年度、事務局のパソコンの更新を行なったが、これに伴いデータを業者
経由でクラウドに保存するようにした。会員の個人情報等のデータ管理につ
いては事務局任せにしているところもあり、バックアップ体制と併せて他会の現
状を教えていただきたい。

(福岡会)

バックアップ体制はありません。予定もありません。

(佐賀会)

データが増えてきて何とかしないとは考えているがまだ取り掛かっていな
い。データは外付け HD にてバックアップしている状況。

(長崎会)

パソコンの情報については外付けハードディスクで管理している。

(大分会)

コンピュータ会社からの提案は受けているが、今のところ事務所内での保管
となっています。大分会も事務所任せの状況であるため、状況の把握も必要で
す。ネットの利用は情報漏洩を懸念しております。

(熊本会)

外付けハードに保存

(鹿児島会)

本会事務局によりますと、「アクロニス」というソフトで全てのデータではなく重要文書のフォルダやメールのデータ等を定期的にバックアップしており何か不具合があった場合はそこからデータを取り入れているとのことでした。

(沖縄会)

沖縄会で会員の個人情報事務局で管理し、紙媒体で保存しているものと、電子記録媒体に保存しているものがあり、電子記録媒体の物に関してはハードディスク等でバックアップをとり、個人情報に関するものは全て金庫で保管しています。

【職務上請求書の管理について】

<長崎会>

⑩ 会員から本会へ年一回、戸籍謄本等職務上請求書の使用簿を提出し報告をうけていますが、長崎会では過去5年分を保管しています。使用簿を事務局でいつまで保管されているのか。保管期限を定めている会があれば状況を伺いたく提案しました。

参考資料： ・長崎会 Q&A
・福岡会 文書取扱規程
・宮崎会 事務取扱規程

(福岡会)

「文書等取扱規程」にて、5年間保存しています。

(佐賀会)

事務局規定の20条の「整理及び保管」で10年保存となっている。

(大分会)

平成20年から始まったと思いますが、平成22年からの分を保管していません。保管期限は決まっていません。

(熊本会)

特に保管期限を定めておりませんが、過去10年分は保管しています。

(鹿児島会)

現在本会では保管していません。

郵送で購入の場合のみ使用簿を送ってもらいますが、事務局で確認後廃棄しています。

(沖縄会)

沖縄会では事務局で戸籍謄本等職務上請求書の使用簿は3年間保存しています。

(宮崎会)

事務局は「事務取扱規程」により5年間保存しております。

使用簿は3年間保存しています。

3 その他の議題

【総会資料、年計報告のペーパーレス化について】

〈長崎会〉

⑫ 総会資料および年計報告書のペーパーレス化について、会員から総会時に提案がありました。総会資料については印刷代を削減できる、年計報告書については事務局職員の集計作業の負担軽減になるのではないかとの意見でした。他会のペーパーレス化の状況を伺いたく提案いたしました。

(福岡会)

ペーパーレス化は行っていません。

総会資料は郵送を含めて52万円かかったが反対意見は出ない

研修会資料についてはペーパーレスとしており、出来ない人は500円徴収しています。

(佐賀会)

総会資料、年計報告書は紙のまま。

研修会資料については、メールで送付し、各人データで持参するか、自分で印刷するかになっている。

(大分会)

総会資料等のペーパーレス化の動きはありません。

全体研修会の資料について、今年からペーパーレスになりました。出来ない人は500円徴収しています。

(熊本会)

特に意見が出ていない。研修会資料についてはペーパーレスとしている。

(鹿児島会)

ペーパーレス化についての検討は現在行っていません。

研修会資料についてはペーパーレスとしており、出来ない人は500円徴収

(沖縄会)

総会資料および年計報告書は積極的にペーパーレス化を行っておりません。

本会では総会資料の印刷代は102,600円である。(250冊)

- ・この金額が負担で無ければ⇒継続
- ・この金額が負担ならば⇒ペーパーレス化を検討となるが、(総会時に持参しない、来賓に配布、本会に記録保存など)を踏まえると、少量の印刷は必要(但し、少量の印刷は割高になる)*であれば、理事会、委員会などの、別な会務でのペーパーレス化を!!年計報告書は会則98条に規定されているので必要、(集計が簡潔に出来る様に連合会にシステム化の要望を!!)

(宮崎会)

県会の総会資料のペーパーレス化はしていません。

資料が70頁程になるため、会員の理解が得られない。

一部の支部ではペーパーレス化をしています。

その支部ではペーパーレス化により、事務局の負担が減り若干の経費削減となりました。

【外部士業との連携について(就業規則)】

<大分会>

⑬ 事務局員の就業規則等の労働基準法例順守に対する調査士会側の取り組みとして、社会保険労務士等に助言をいただく等行っているかお教えてください。

(福岡会)

通常はありません。

昨年度職員の人事考課規則の新設にあたっては顧問弁護士と社労士に相談しました。

(佐賀会)

特に連携はしていないが、一昨年就業規則の変更を行ったときは、社会保険労務士に確認はした。

(長崎会)

平成29年度より職員就業規則改正に社会保険労務士の助言を受けながら取り組んでいる。

(熊本会)

特になし

(鹿児島会)

社会保険労務士に都度相談し助言を頂いています。
社労士に頼んだ7万くらい。サービス残業等はなくなったので職員としては良かったのでは。社労士と顧問契約はしていない。

(沖縄会)

社会保険労務士に助言等はいただいております。また今後も就業規則の充実(法規に則った)の予定はありません。

(宮崎会)

社会保険労務士に助言は頂いておりません。

【筆界調査委員の推薦について】

〈佐賀会〉

⑭ 現在、法務局の方から筆界調査員の増員の要望があっていますが、佐賀会の筆界調査員推薦規定では、研修会、総会出席の5分の3以上というのがあり、推薦規定に満たさない会員が多く、困っている状況です。

出席の少ない会員への注意、指導及び筆界調査員推薦規定をどのようにされているか伺いたい。

参考資料： ・長崎会 筆界調査委員推薦規程
・福岡会 筆界調査委員推薦規程
・宮崎会 筆界調査委員推薦規程

(福岡会)

佐賀会様と同様な状況となっていましたので、規程を改正(総会、研修会の出席率の5分の3以上を撤廃)しました。

(長崎会)

①実務歴5年以上の者

②過去5年間の総会(臨時総会を含む)出席率が、5分の3以上である者

③過去5年間の全体研修会出席率が、2分の1以上である者
ただし、会長が推薦する者と会員数が20名未満の支部における選考においては、
条件を緩和できる。

○資料参照

但し書きで対応

総会の出席は特になし。

研修会は欠席が多い人は注意文書を出す

境界鑑定委員会は研修や講師依頼などに対応。年1回位は開催している。

(大分会)

大分会では筆界調査委員の推薦規程はありません。よって開業3年以上の立候補者を募り、定員より多い場合は理事会にて推薦者を決めることにしております。

(熊本会)

筆界調査委員推薦規程があり、必要条件を充たしている会員の中から推薦している。

必要条件

- ・実務歴5年以上
- ・総会と研修会の出席率2分の1以上

判断基準

- ・ADR特別研修受講者
- ・14条地図作製業務経験者
- ・所属支部長の意見
- ・本会への貢献度

(鹿児島会)

鹿児島会は離島の支部等もあり所属する会員が少なく全員要件を満たさない事が懸念されたため、平成28年3月の理事会決議で筆界調査員推薦規定の改正を行い、「全体研修会出席率が5分の3以上」を撤廃し「所属支部長の推薦」を加えました。

(離島があり、条件を満たす人が少ない。出席が少ない人に特に指導はしていないが、理由書を出してもらおう。)

(沖縄会)

当会の筆界調査員推薦規定では第5条第2項で会費滞納者と、綱紀委員会の調査対象者の除外規定があり、第3項で総会出席が5分の3以上とありますが、出席が5分の3以上ない場合でも、実務歴5年以上、会の貢献度、14条地図

作成業務の従事したことのある者、鑑定業務経験者、境界鑑定人養成講座出席者、境界鑑定人登録名簿登載者、所属支部長の意見などを選考の判断としている。また研修会、総会出席率が悪い会員は注意、指導を行っています。

(宮崎会)

「筆界調査委員推薦規程」があります。

(必要条件として)

- ・実務歴5年以上の者
- ・過去5年間の総会、全体研修会の出席率が2分の1以上である者

(選考判断として)

- ・境界鑑定講座修了者
- ・ADR特別研修受講者
- ・所属支部長の意見
- ・本会への貢献度等があります。

総会、研修会を2回連続で欠席した会員には3回目も欠席するようであれば、その理由を明記するよう指導しています。

又、境界鑑定委員会は活動していないので、来年度の総会で廃止する予定です。

【会館の管理について】

<福岡会>

⑮ 福岡会では、老朽化による会館の移転等の協議を行っております。他会の現状（所有・賃貸・築年数等）や今後の展望をお聞かせいただき、参考にさせていただきたいと思っております。（会館は築35年経過）

(佐賀会)

会所有（土地、建物）、築約20年、2階は公嘱協会へ貸している。会館特別会計にて修繕費等の積み立てをしている。今年度は外壁塗装を塗なおした。

建物はきれいなので将来については今のところ検討していない

(長崎会)

現事務局の入るビルは平成13年に新築され、その当時に事務所部分を購入した。（区分所有）今後移転等は考えていない。

当時会館取得の積立金で購入した。

(大分会)

築年数は20年くらいで、司法書士会と共有です。一昨年ローンの支払いが完

済したところです。

これからは色々と修繕が必要になると思われますので、今後は修繕の積立を行っていくよう方針を立てております。

2分の1共有（区分建物ではなく1棟を司法書士会と共有している。）
今までは20万円～30万円の積立で500万円しか貯まっていなかったためローンの支払いが完了したので百万円ずつ積立を始めた。
建築時は会員に一人10万の出資をお願いした。新人会員からは徴収していない。ローン返済は役員が保証人になる。改選があれば新役員が引き継ぐ。
共有に対して司法書士会とは局長同士が上手にやり取りしてくれておりトラブルはない。

（熊本会）

財産管理特別会計にて会館建物修理及び建替え費用を積立している。
築年数は、30年経過しており、将来的な建替えの積立目標額を今後設定していきたいと考えている。
土地建物を所有しております。
特別会計で管理費を捻出。熊本地震があったので地震保険に入った。

（鹿児島会）

昭和53年築の3階建てのビルで本会、公嘱調査士協会、司法書士会、公嘱司法書士協会と、個人の調査士、司法書士数名で区分所有しています。鹿児島地方法務局が年月日は未定ですが移転予定のため本会も移転を検討中です。
司法書士会、個人士業とで区分所有する建物に事務局がある。40年たっている。
法務局の移転に合わせて移転するか、とどまるか検討中。区分所有なので今後の展望が見えない。
積立は1千万ある。特別会計で災害関連の基金が500万円ある。災害基金は保険に切り替えこれを会館整備基金とした。

（沖縄会）

年数は33年でマンションの一室を購入したものです。現状の会館をこのまま使用していく予定です。また移転や修繕にそなえて会館営繕積立金を行っております。
会員一人300円/月で管理費としている。会費のアップで対応
建物移転があるので年間60万

（宮崎会）

昨年、比例会費で賄ってきた調査士会館の返済がようやく完了したのですが、築年数は25年を超えており、老朽化は否めません。毎年建物補修費（60万円）

を積立っていますが、改修計画をしっかりと立てる時期が来ていると考えています。

建物の一部を公嘱協会（調査士協会、司法書士協会）に賃貸しており、家賃収入としていますが返済完了に伴う家賃の見直しが求められています。

【義捐金、危機管理等に関する規定について】

〈熊本会〉

⑩-1 熊本会では激甚災害の指定を受けた、被災県の調査士会へ義援金を送れるように災害基金を設けて、その運用規定を制定すべく準備を進めていました。しかし本年は6月18日に発生した大阪府北部地震、7月に襲った西日本での記録的な豪雨、9月4日に近畿地方を襲った台風21号、9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震など、枚挙に暇がない程の自然災害の多さに驚愕しています。平成28年熊本地震の折、全国から頂いた熱い友情と御恩に感謝し、報恩したいと願う熊本会としては見過ごすことはできません。しかし気持ちはあっても全てに対応することは身の丈を超えてしまいます。因って、規定の制定に苦慮している状況です。現状としては会員に、募金を呼び掛けて被災県の調査士会へ直接送金したり、連合会に送金している現状ですが、他会には災害義援金に関する規定があるか、或いは、どのような対応をしているか状況をお伺いしたい。又、会員が被災した場合の見舞金に関する規定についても、その存否をお伺いしたい。

〈大分会〉

⑩-2 ここ数年間大きな被害をもたらす自然災害が頻発しています。自然環境が大きく変化しているため、今後も自然災害が頻発することが予想されます。義捐金や対策費、危機管理について再検討など行っているかどうか各会の状況をお聞かせください。

大分会では昨年度より災害対策準備金の積立を行う事としました。また、本年度は積立金の増額も行う事としましたが、災害の数が多すぎて対応できない状況です。会全体の予算も縮小傾向の中、大変苦しい状況です。見舞金については状況により5万円以内の見舞金を送ることとなっております。

参考資料： ・長崎会 「危機管理に関するアンケート」集計結果

（福岡会）

義捐金の規定はありません。見舞金の規定はあります。
災害に対する対策費や危機管理は現在行っていません。

災害が少ないので意識が薄い。その都度、役員で対応を考えています。
床上、床下浸水の会員がいたが、実際には給付していない。

見舞金に対しては1万円の規定があります。

(佐賀会)

義捐金についての規定はなく、熊本会と一緒に会員に募金を呼びかけ連合会へ送金している。

会員が被災した場合の見舞金の規定は佐賀会規則23条の慶弔費の中で金3万以内となっている。災害が少ないので意識が薄い。

(長崎会)

災害義援金に関する規程は無い。

規程を作る予定も無い。募金等で対応していく。

会員が被災した場合の見舞金については、慶弔規程により、不可抗力の災害を受けた場合は5万円以内を支給する。

大阪地震と西日本豪雨をまとめて募金を呼び掛けた。

岐阜会が行ったアンケートを基に再検討している。

会費が高いのでこれを義援金に回すのは会員の理解が得られない。

(鹿児島会)

災害義援金に関する規定等はありません。

義捐金や対策費、危機管理について再検討なども行っておりません。

今後検討が必要であると考えます。

平成26年度より比例会費等会計(特別会計)より50万円を積立てております。(災害関連基金)

義援金に関する規定はありませんが、熊本地震の際に、常任理事会にて義援金額を決定し、理事会の承認(書面決議)をとりお送りした事例があります。

(沖縄会)

災害義捐金に関する規定は無く、会員が被災した場合は慶弔規定の第3条(2)中で定めており、実情により会長がその都度見舞金を決める規定があります。

- ・その都度募金を呼び掛けている。(身の丈・・・)は大事だと思う。
- ・会員に対しての規定も無い。

(地震保険などの対応出来ないか検討するべきと思う)

(会費運営の限界==>基金を創設しても資産運用しないと賄えないのではないか)

(宮崎会)

義捐金に関する規定はありません。

「弔慰規程」により、災害に対する見舞金で対処、又は会長が特に必要と認められた者については特別に見舞いを行うことが出来ますので、この規定で対処することになると思います。

災害対策準備金の積立は行っておりません。必要に応じて募金を行い対応しています。